

業務及び財産の状況等に関する報告

(預金保険法第 115 条に基づく報告書)

平成 16 年 10 月 8 日

株式会社足利銀行

- 目 次 -

・特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯	1
1．はじめに	1
2．当行破綻の原因（ポートフォリオ管理の不整備と不良債権の処理の遅れ）	2
3．バブル期の経営施策（経営悪化の原因）（昭和 60 年度から平成 4 年度）	4
（1）バブル期の経営環境	4
（2）バブル期の経営	4
（3）バブル期の反省点	6
4．バブル崩壊後の経営施策（経営悪化の本源的原因）（平成 5 年度から平成 9 年度）	7
（1）融資拡大路線からの転換の遅れ	7
（2）危機感のない経営態勢	7
（3）不良債権の最終処分（オフバランス化）の先送りによる事態の悪化	8
5．経営危機の表面化と経営再建策（平成 10 年度から平成 14 年度）	9
（1）経営危機の表面化	9
（2）経営再建策の実施	9
（3）繰延税金資産に依存した資本構造	11
6．特別危機管理開始決定までの状況（平成 15 年度以降）	11
（1）金融庁検査の実施	11
（2）繰延税金資産の取崩しおよび特別危機管理開始決定	11
・業務及び財産の状況	13
1．与信業務	13
2．資金調達業務	14
3．投資等業務	14
（1）投資有価証券	14
（2）商品有価証券	15
（3）投資信託	15
4．外為業務	15
5．固定資産の状況	16
6．不良債権の状況	16
7．関係会社の状況	17

．特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯

1．はじめに

当行は、平成 15 年 11 月 29 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし、預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を、金融庁長官に対し行いました。これを受けて、同日、金融危機対応会議が開催され、同会議の議を経て、当行は、預金保険法第 102 条第 1 項第 3 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を受けるとともに、同法第 111 条第 1 項に基づく特別危機管理開始決定を受けて、一時国有化されることとなりました。

このような事態に至りましたことをあらためて深く反省するとともに、国民の皆さま、株主の皆さま、お取引先の皆さまをはじめ関係する皆さま方に心から深くお詫び申し上げます。

本報告書は、平成 15 年 12 月 17 日、預金保険法第 115 条に基づき「業務及び財産の状況等に関する報告」の提出を命ぜられたことを受けて、特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯、ならびに、業務および財産の状況について提出を行うものです。なお、当行では、平成 16 年 2 月に「過去問題調査ワーキングチーム」を設置のうえ、債務超過に至った原因、問題点等について調査を実施してまいりましたが、本報告書はその調査内容を踏まえ、作成しております。

また、当行では、預金保険法第 116 条に基づき、旧経営陣に対する民事上ならびに刑事上の責任の明確化をはかるため、外部専門家による組織である「内部調査委員会」を設置し、現在なお調査を進めております。これにより、特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯や原因等に関し、本報告書では必ずしも十分ではない事項につきましても、より明らかにされるものと考えております。

2. 当行破綻の原因（ポートフォリオ管理の不整備と不良債権の処理の遅れ）

当行破綻の主たる原因は、与信ポートフォリオ管理の不整備に伴う貸出債権の増加と、後に不良債権に転じたこれらの債権の処理の遅れにあります。

当行は、昭和 60 年度から平成 4 年度まで、銀行本体および関連会社等において、北関東エリア（栃木、群馬、埼玉、茨城）のみならず都市部およびその他の地区においても、積極的に融資の量的拡大をはかり、それがいわゆるバブル崩壊により、それら貸出金は不良債権に転落することとなりました。

その後のバブル崩壊後の過程において、行内では「不良債権が社稷を揺るがす大きな経営問題になりかねない」とする危機感が醸成されず、不良債権圧縮の全行的対策が不十分でした。しかも、新規融資にあたっては、クレジットリスクへの警戒感が薄く不芳先は累増し、さらに多額の問題債権を今日まで抱え込む結果となりました。

こうした不良債権の財務上の処理につきましては、平成 5 年度から 9 年度においては、業務純益、株式の含み益、不動産の売却益では賄いきれず、赤字決算での剰余金取崩しにまで至りました。

その結果、平成 9 年度末には有価証券の含み資産ゼロ、平成 10 年度末には自己資本比率 4.29% の財務状況になりました。

平成 11 年度以降は、4 度に亘る資本増強合計 1,778 億円で補ったものの、各年度の不良債権処理でその増加した資本は減少し、平成 14 年度末には、自己資本比率 4.54% の国内基準ぎりぎりのところまで再び低下しました。しかも、繰延税金資産は自己資本の 186% にまで達していました。

当行は、平成 15 年 9 月 2 日から 11 月 11 日まで、平成 14 年度末を基準とした金融庁検査を受け、その結果、多額の要追加償却・引当額等を前提とすると、平成 14 年度末の自己資本は 233 億円の債務超過である旨の指摘を受けました。

平成 15 年 9 月中間決算においても、多額の不良債権処理を行い、繰延税金資産の取崩しを余儀なくされ債務超過となりました。これにより単独では自主的に銀行経営を継続することが困難となった次第です。

次項から、順を追って説明いたします。

< 不良債権処理額・業務純益・含み損益・自己資本等の推移 > (単位:億円)

	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	累計(平成5年度 ~平成9年度)
不良債権処理額	221	583	947	1,741	517	1,318	5,108
業務純益	491	358	490	510	387	515	2,262
内、一般貸倒引当金繰入	(-)0	(+) 3	(+) 2	(+) 0	(+) 2	(-)49	(-)39
内、国債等損益(5勘定戻)	8	14	22	69	50	279	361
株式等損益(3勘定戻)	27	312	592	312	155	223	1,595
動産不動産処分損益	1	1	2	0	2	277	270
当期利益	80	35	37	919	21	289	1,113
利益処分(配当)	37	31	31	15	31	31	139
有価証券含み益	1,757	1,860	691	1,147	512	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	減少額(平成9年度 -平成4年度)
資本合計	2,669	2,670	2,676	1,726	1,732	1,412	1,257
資本金	585	585	585	585	585	585	-
法定準備金	655	668	675	681	685	691	35
その他の剰余金	1,428	1,416	1,415	459	461	135	1,293
評価差額金	-	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	9.15%	9.42%	9.13%	8.73%	8.34%	8.87%	0.28%

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	累計(平成10年度 ~平成14年度)
不良債権処理額	2,159	335	535	675	316	4,023
業務純益	236	239	563	133	523	1,696
内、一般貸倒引当金繰入	(-)48	(-)115	(+) 115	(-)222	(+) 38	(-)232
内、国債等損益(5勘定戻)	14	4	69	1	72	150
株式等損益(3勘定戻)	118	281	150	895	776	1,359
動産不動産処分損益	7	1	5	5	0	6
当期利益	1,182	103	93	1,280	710	2,976
利益処分(配当)	15	12	22	-	-	50
有価証券含み益	-	67	-	-	-	-
繰延税金資産	1,489	1,418	1,352	1,659	1,387	-
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	減少額(平成14年度 -平成9年度)
資本合計	835	2,417	2,487	1,300	745	666
資本金	585	A1,324	1,324	B1,474	1,474	888
法定準備金	697	989	994	1,146	20	670
その他の剰余金	447	103	169	1,125	710	846
評価差額金	-	-	-	194	39	39
自己資本比率	4.29%	10.09%	9.89%	6.88%	4.54%	4.33%

A : H11年度に1,478億円の増資を実施(公的資金1,050億円、第三者割当増資428億円)

B : H13年度に299億円の増資を実施(普通株による第三者割当増資)

3. バブル期の経営施策（経営悪化の原因）（昭和60年度から平成4年度）

（1）バブル期の経営環境

昭和60年のプラザ合意以降、日本経済は本格的な金融緩和がはじまり、地価や株価の高騰といった資産インフレが発生、いわゆるバブル経済に突入していきました。また、金融自由化の流れの中で、預金金利の自由化が着々と進展しておりました。

北関東エリアでは、東北・上越新幹線や東北・関越自動車道などの交通網が整備され、工業団地には東京等から企業が次々と進出、都心の地価高騰により、住宅地を求める人も増加していきました。また、全国的にレジャー・リゾートブームが広がり、首都100キロ圏内に立地する北関東とりわけ栃木県への注目が高まりました。こうした中、県内観光地では旅館・ホテルの増築が相次ぎました。また、自動車社会の成熟とともに、郊外型パチンコ店の出店も多く見られ、さらに、ゴルフ場の建設計画も次々と立ち上がり、そのコースの多さは全国トップクラスとなるまでに至りました。

一方、都市部においては北関東エリア以上に、地価高騰が顕著であり、ビル向け不動産関連融資やノンバンク向け等、旺盛かつ大口の資金需要がありました。

（2）バブル期の経営

銀行本体による量的拡大

昭和60年代の当行は、金利自由化に伴う調達金利の上昇を、運用力の強化・運用利回りの改善によりカバーすることが課題であるとし、今後は資金運用が銀行経営を左右するという考え方の下で、業務運営の中心を貸出金に置きました。その推進にあたっては、調達金利の上昇を吸収できる高収益貸出ならびに融資量の拡大を追い求めました。

特に、パチンコ業、レジャー・リゾート産業（旅館、ゴルフ場）をはじめとしたサービス業が、当行の営業エリアにおいて、資金需要も大口かつ旺盛であったことから、同業種に対して積極的な対応をはかりました。

さらに当行は、収益力の一層の拡大を目指し、北関東エリアだけでなく、資金運用を都市店舗での融資に振り向け、平成2年には渋谷、仙台にも出店し、ピーク時には東京都内5店舗のほか、大阪、名古屋、仙台において、積極的な融資推進を行いました。

なお、昭和60年3月末、平成3年3月末、平成15年3月末の本支店数は下記のとおりです。

< 当行本支店数 >

昭和 60 年 3 月末本支店数	117 店		
うち北関東エリア	110 店	うち栃木県内	75 店
それ以外	7 店	うち都市店舗	6 店

平成 3 年 3 月末本支店数	137 店		
うち北関東エリア	127 店	うち栃木県内	86 店
それ以外	10 店	うち都市店舗	7 店

平成 15 年 3 月末本支店数	101 店		
うち北関東エリア	99 店	うち栃木県内	66 店
それ以外	2 店	うち都市店舗	1 店

都市店舗とは、東京都内店舗、大阪、名古屋を指しております。

その結果、昭和 59 年度末に 6 千億円台であった都市店舗の融資残高は、平成元年度末には約 4 千億円増加し、1 兆円を超える残高となりました。

また、昭和 59 年度末に 2 兆 2,854 億円であった当行の融資残高は、平成元年度末には 2 兆 1,723 億円増加し、4 兆 4,577 億円と、5 年で倍増しました。

平成元年の全行部店長会議においては、低収益の大企業向け貸出等は圧縮・回収し、高収益の不動産関連・ノンバンク・パチンコ・ゴルフ場・リゾート産業向け貸出に振り替えるよう指示が出されていきました。

上記のとおり、当行は、バブル経済環境下、全地区において、融資の量的拡大に傾斜し、昭和 62 年度から平成元年度の 3 年間の融資残高増加率は、地方銀行協会 64 行の業界平均が、昭和 62 年度 11.4%、63 年度 12.5%、平成元年度 14.3%であった中、当行は昭和 62 年度 13.9%、63 年度 17.6%、平成元年度 15.5%と、平均を上回る増加率となりました。

融資対象先も、大口かつ設備投資需要の強いパチンコ業、レジャー・リゾート産業に偏重し、その結果、当行の与信ポートフォリオは、サービス業偏重、大口偏重、個社別では、多額の丸抱えに近い融資という問題を抱えることとなりました。

関連ノンバンク等による融資拡大

関連ノンバンク等に対しても、同様な融資姿勢を求め、各社とも営業貸付金を増加させていきました。昭和 61 年度には、関連ノンバンクは北関東リース、足銀リース、足利ファクターの 3 社だけでありましたが、その後、あしぎん抵当証券、ウイングファイナンスといった関連ノンバンクを新たに設立し、こうした関連ノンバンクにおいても当行が平成元年 1 月に策定した「長期ビジョン」で“総合力 No.1 を目指して”をスローガン・基本目標に掲げたこと等を受け、競って営業所や支店の開設、増資などをはかり、融資の量的拡大に走りました。

その結果、昭和 61 年度 860 億円程度の資産であったものが、平成 3 年度のピーク時には、5 社合計の資産が 5,816 億円にもなりました。

また、グループ外でもいわゆる親密先の前橋足利不動産や足利商事でもファイナンス業務を展開し、いずれもその多くがゴルフ場や不動産関連融資に向けられました。

この 2 社も営業貸付金を、昭和 61 年 9 月末の 10 億円から平成 3 年 9 月末の 67 億円まで、57 億円伸ばしました。

このように、関連ノンバンク各社および親密先を加えたトータルでの与信管理についても、不十分なものでありました。

(3) バブル期の反省点

バブル期の風土を作った当時の推進体制と評価体系の弊害

当行はバブル期当時の融資推進体制の中で、組織改編と決裁権限の改定（緩和）を行いました。組織改編では、昭和 62 年 9 月、法人向け業務（推進）と融資業務（融資企画と審査）を合わせて統括する部署である法人業務部を新設し、法人取引の強化をはかりました。つまり、推進と融資審査がひとつの組織で行われることとなり、組織としての牽制機能が働いておりませんでした。

決裁権限は、昭和 63 年 8 月に本部内の決裁ルールを大幅に緩和し、例えば融資担当役員の決裁権限を「30 億円以内」から「50 億円以内」に大幅に引き上げました。

さらに、営業店業績評価においては、昭和 61 年から収益・運用の比率は増加を続け、平成元年、2 年には、その比率は 6 割を超え、収益・運用に軸足を置いた評価を行っておりました。

上記のとおり、組織体制ならびに評価体系は、収益を上げるために積極的に融資増強・拡大をはかるための態勢としました。

なお、関連ノンバンク等には役員クラスを経営陣として派遣しておりましたが、このことも銀行本体からのクレジット管理の牽制が効かない要因でもありました。

脆弱なリスク管理態勢

当時は、経営としてダウンサイドのリスクに対して無関心でありました。もっとも、これは他の邦銀においてもあてはまる場所ではありますが、当行はとりわけ大口与信等債務者管理において、リスク分散の観点からの与信上限規制や個社別のクレジットライン設定がいささかも行われておらず、また、実質同一債務者の管理（関連会社等を含むグループ管理）も組織的に行われておりませんでした。

個別案件審査にあたっては、業種別・地域別与信集中に対する審査・管

理手法は脆弱で、ポートフォリオ管理体制の不整備と相俟って、広くリスク管理態勢全般に手抜かりがあり、多くの大口不良債権が発生した原因となりました。

4 . バブル崩壊後の経営施策（経営悪化の本源的原因）（平成 5 年度から平成 9 年度）

（ 1 ）融資拡大路線からの転換の遅れ

バブル経済は、平成 2 年初頭の円安・株安・債券安のトリプル安を契機として崩壊に向いました。特に地価の上昇は、不動産融資の総量規制が平成 2 年 4 月から実施されたことに伴い急速に沈静化し、平成 2 年を境に弱含みとなり、平成 3 年頃からは下落が目立ちはじめていました。しかし、栃木県の地価は、住宅地、商業地とも平成 2 年には 15～16%、平成 3 年に 12～14%と年率二桁の上昇を続けていました。

バブル経済が終わりを告げていたにもかかわらず、当行はその後も各地で都銀等からの紹介・斡旋案件なども含め融資を拡大し続け、バブル崩壊後である平成 2 年度から平成 4 年度の 3 年間で貸出残高を 4,992 億円増加させました。

経営方針の転換の遅れは、金融経済の中心、東京の現下の状態を収集・分析し反映させる重要な経営判断ポイントが抜け、専ら時間差のある地方の遅い情報を主体に業務運営をしていたことが要因であります。

（ 2 ）危機感のない経営態勢

バブル崩壊後の景気低迷により、平成 5 年頃から貸出資産の劣化が顕著になってきました。そこで、延滞貸出先等に対する融資審査態勢を整備するため法人金融部に「審査第三グループ」を新たに設置し人員を投入するとともに、債権の管理・回収に関する営業店支援体制を強化するため融資管理部の特別班を増員するなど、資産の健全化に向けた取組みがはじまりました。

しかしながら、不良債権増加の原因追及やアセットクオリティーの再検証を実施しておらず、当行全体の不良債権の総額なども十分に把握しておりませんでした。そのうえ、不良債権の減少に向けた取組みについて、声高に唱えられておりましたものの、「いつまでに、どの様な方法で、いくら不良債権を減少させていく」など、具体的計画、手法等も各店に明示されておりました。

その後も不良債権の詳細な実態については分からないまま、都度、後追いで不良債権を償却していかざるを得ず、職員の間で底の見えない不安が増大していきました。

それでも、経営からは「当行のもっている株式含み益ならびに内部留保の厚みをもってすれば、現時点で見込まれるロス発生分は十分吸収できる体力を持っており、この難局は間違いなく乗り越えられる」旨のアナウンスが繰返しなされました。こうしたことから、邦銀が不良債権問題に真剣に取り組みはじめたころ、当行では依然組織全体に危機感が十分に浸透していませんでした。

含み益に依存した不良債権処理

前述のとおり、バブル崩壊後の平成5年度以降、経済状況は厳しさを増す一方で、特に県内観光地はバブル崩壊とともに観光客が激減、製造業も韓国や中国等との価格競争により疲弊、さらに中心市街地においては商店の閉鎖による空洞化が見えはじめました。

こうした状況から、当行の不良債権処理額（一般貸倒引当金繰入額を除く）も平成5年より急激に増加し、平成5年度583億円、平成6年度947億円、平成7年度1,741億円と毎年増加を続け、平成7年度は創業以来初の赤字決算、当期損失919億円の計上を余儀なくされ、以降の不良債権処理額も高水準で推移いたしました。

その処理には、業務純益ではカバーできないため、保有株式の含み益や不動産の売却益で捻出しましたが、保有株式はクロス取引を常習し、保有不動産は不動産管理子会社への売却といった、ここでも本格的な対応には程遠いものでした。

そのため、保有株式の簿価は大幅に上昇し、その後の株価変動リスクを抱え込む事態につながっています。

関連ノンバンク等の不良債権処理

一方、関連ノンバンク等の貸出資産についても、銀行の貸出資産よりも劣化度合いは激しく、その対応は、各社すべてを、親会社の子会社支援と考えて、損失相当分を全額当行一行で負担しました。

その結果、当行の関連ノンバンク等に対する処理コストは、平成6年度から15年度までの10年間で約2,851億円にのぼりました。

このように、関連ノンバンク等に対する支援損も、当行の資本減少に与えたインパクトは少なくありませんでした。

(3) 不良債権の最終処分（オフバランス化）の先送りによる事態の悪化

平成5、6年当時は一時的な景気回復局面にあり、やがて不動産価格も上昇に転ずるのではないかとの判断があった模様で、当行の不良債権処理は会計上の処理にとどまり、担保不動産の競売や売却を積極的に行わず、最終処分が先送りされることとなりました。例えば、個別事例として、当

行での不動産担保評価額を下回る任意売却・競売については、否定的な対応が行われていました。

このことが、その後の景気後退および不動産価格の下落により、さらに事態の悪化を招くこととなりました。

5. 経営危機の表面化と経営再建策（平成10年度から平成14年度）

（1）経営危機の表面化

平成9年11月、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行等金融機関の破綻が同時に起こり、金融不安が一気に拡大しました。そのような中、当行は当時の不良債権比率が10%前後（平成9年3月期10.76%、平成10年3月期9.81%）と、他行に比べ高率であったこと等が不安視され、様々な憶測・風評も重なり、株価急落・預金流出が全店的に広がり取り付けが起きました。その結果、平成9年9月末の総預金（NCD含む）53,740億円は、平成10年3月末には50,856億円に急減しました。

この騒動は、親密都銀からの資金調達、金融当局からのコメント、海外撤退等のリストラ策公表、地元取引先の支援等により事態が收拾され、資金繰りでの破綻は回避されましたが、その後の外部格付機関からの格下げも影響し、以降、資金調達においては、常に安定さを欠く状況となり、当行は経営不安の再燃回避と収益増強での資本の厚み回復が、必至となりました。

（2）経営再建策の実施

第三者割当増資の実施と公的資金の導入

平成10年3月に自己資本充実のために「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に基づき、永久劣後債による300億円の公的資金の導入を受けたものの、平成10年度には2,000億円を超える不良債権処理を行って、1,182億円の当期損失を計上した結果、自己資本比率は平成10年3月期の8.87%から、辛うじて国内基準の4%を上回る4.29%まで低下いたしました。

さらに、平成11年8月に経営再建ならびに自己資本比率の回復に向け、地元を中心とした優先株による428億円の第三者割当増資を実施し、さらに同年9月、11月には「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、優先株による1,050億円の公的資金を導入しました（9月750億円、11月300億円）。

こうした一連の地元からの支援や公的資金の導入により自己資本等の財

務体質が強化されたことで、不良債権処理問題に追われた経営から大きくその流れを変えることができたとの誤った認識が、却って行内に充満してしまいました。そのため、不良債権の最終処理および新規の与信リスク発生回避の課題が軽視され、一段とクレジットリスクに対する警戒感が希薄となり、融資方針の変更にも至らなかったことから、不芳先の累増を招くとともに、多額の問題債権を今日まで抱え込む結果となりました。

経営健全化計画の策定・履行

勿論、公的資金導入に伴い、平成 11 年 9 月に、抜本的な経営合理化ならびに業務再構築を柱とした「経営の健全化に関する計画（以下、経営健全化計画）」を策定し、店舗統廃合や従業員の削減、給与・賞与の削減などのリストラと中小企業向け貸出の増強による収益の回復を見込みました。

しかし、平成 11、12 年度については、引き続き不良債権は顕在化し、さらに、予定外の大口先の破綻、担保不動産価格の下落等もあり、多額の不良債権処理を余儀なくされ、当期利益は経営健全化計画を 2 年連続下回る結果となりました。特に平成 12 年度の当期利益は計画比半減の 93 億円となりました。なお、平成 12 年度においては、普通株は無配としたものの、前年度に導入した優先株の配当は実施いたしました。

（当期利益）

（平成11年度：計画106億円、実績103億円、平成12年度：計画178億円、実績93億円）

経営健全化計画の見直しと再度の資本増強

平成 13 年度においても、不良債権の新規発生は止まらず、再び 1,280 億円の多額な当期損失を計上、優先株も無配としました。

同年度は、かかる状況も踏まえて、経営健全化計画の大幅な見直しを行い、さらなるリストラの実施、関連ノンバンクの処理、そしてV字型の収益回復を狙い、新たな経営健全化計画を策定いたしました。

そして、当該決算 2 か月前の平成 14 年 1 月に、資本の下支えの目的で、再度、取引先を中心に、普通株による 299 億円の第三者割当増資を実施した結果、自己資本比率は平成 12 年度の 9.89% から、何とか平成 13 年度期末には 6.88% で留まりました。

その後、V字型の収益回復に向けて、平成 14 年度から「適正利回り確保に向けた取組み」（いわゆるプライシング）の積極的な推進による業務純益の増強をはかりました。しかし、このプライシングの設計は理論的根拠が薄く、しかも、収益急回復をあせるあまり、無理な推進を行い、一部の取引先の減少を招くことにもなりました。

また、本部の組織改革で企業支援部を新設し、企業の再生支援等に努めましたが、中には取引先の「改善計画」の検証が明らかに不十分なまま追加融資を実行したものもあり、結果として一部において処理を先延ばすな

どの弊害を生みました。

金融持株会社の設立

当行では、平成 15 年 3 月に、コーポレートガバナンスの強化、経営資源の戦略的な配分、グループ経営体制の抜本的改革を主な目的に、金融持株会社「あしぎんフィナンシャルグループ（A F G）」を設立しました。

この時期の株式市場は概ね下落の一途を辿り、14 年度末には日経平均株価が 8,000 円を割り込む事態となっておりました。

保有株式については、前述のとおり、クロス取引での保有株式簿価上げ状態であったため、時価会計で減損処理を一気に行わざるを得ず、配当原資が枯渇する見通しとなっていたことから、A F G の設立は、上記コーポレートガバナンスの強化等とともに、2 期連続無配の回避を強く意識したものであったことは否定できません。

なお、平成 14 年度決算においては、上記保有株式の減損処理 746 億円に加えて、316 億円の不良債権処理を行い、710 億円の当期損失を計上、自己資本比率は前年度末の 6.88% から、またもや国内基準ぎりぎりの 4.54% まで低下いたしました。

(3) 繰延税金資産に依存した資本構造

当行は、商法関連規則の改正を受けて、平成 10 年度から繰延税金資産を計上しております。計上金額については、当行の実質業務純益をベースに課税所得を算定し、ピーク時には 1,600 億円を超えるまでとなりました。

6 . 特別危機管理開始決定までの状況（平成 15 年度以降）

(1) 金融庁検査の実施

当行は平成 14 年度末を基準日として、平成 15 年 9 月 2 日から 11 月 11 日まで 2 か月強の期間にわたり、金融庁による立入検査を受けました。

当行は、この当局検査において、個別企業の債務者区分、担保評価、引当率の適切性等について数多くの指摘を受けることとなり、これらを踏まえた要追加償却・引当額等を前提とすると、平成 14 年度末の自己資本は 233 億円の債務超過であるとの検査結果通知を 11 月 27 日に受領しました。

(2) 繰延税金資産の取崩しおよび特別危機管理開始決定

平成 15 年 9 月の中間決算策定にあたって、会計監査人から、繰延税金資産について 企業の継続性（ゴーイングコンサーン）に疑義がある、将来の課税所得見積りのブレにより繰延税金資産が変動することによって、

債務超過の可能性がある、将来の収益計画の達成に懸念がある、との見解から、日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に基づき、繰延税金資産の計上はその全額について認められない旨の連絡を受けました。

これら事情を踏まえて、当行は多額の不良債権処理ならびに繰延税金資産の全額取崩しにより、平成 15 年 9 月の中間決算において、当期損失 1,862 億円を計上し、1,023 億円の債務超過となりました。

このため、平成 15 年 11 月 29 日に「その財産をもって債務を完済することができず、その業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」と判断し、預金保険法第 74 条第 5 項に基づく申出を行いました。同日、当行は、内閣総理大臣より、預金保険法第 102 条第 1 項第 3 号に定める措置の必要性の認定を受けるとともに、特別危機管理開始決定を受けました。

．業務及び財産の状況

1．与信業務

当行は、地域金融機関として地域における中小企業等への各種資金ニーズに、積極的に対応してまいりました。

しかしながら、ここ数年における貸出金残高は減少が続きました。その要因としては、まず、不良債権の処理があげられます。関連会社向けの貸出金を含め、不良債権化した貸出金の償却や流動化を実施してきたことが貸出金減少の大きな要因となりました。

また、取引先の資金調達手段の多様化や、資金需要の弱さなどもあり、貸出金減少に歯止めをかけるには至りませんでした。

今後につきましては、善意かつ健全なお客さまに対しての円滑かつ適正な資金供給による地域金融の円滑化ならびに中小企業再生に全力を尽くしてまいります。地域金融の円滑化につきましては、中小企業や個人のお客さまを中心に、密度の濃いコミュニケーションを通じて、これまで以上にお客さまの実状・実態把握に努めてまいります。また、優良な顧客基盤と貸出資産の維持とともに、これまでの反省を踏まえて十分に質的向上もはかってまいります。

< 貸出金残高推移(国内部門) > (単位：億円、%)

	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成15年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	42,553	100.0	39,792	100.0	40,120	100.0	38,271	100.0
内中小企業	26,423	62.1	24,889	62.5	24,444	60.9	22,846	59.7
内個人	8,105	19.0	7,579	19.0	7,614	19.0	7,911	20.7
内その他	8,025	18.9	7,323	18.4	8,062	20.1	7,513	19.6

中小企業...資本金 3 億円(「卸売業」は 1 億円、「小売業」、「飲食店」、「各種サービス(除く飲食店)」は、50 百万円)以下、または、常用従業員 300 人(「卸売業」、「各種サービス(除く飲食店)」は 100 人、「小売業」、「飲食店」は 50 人)以下の法人ならびに個人事業主。

その他には、大企業・中堅企業・地方公共団体が含まれます。

< 地域別貸出金残高(国内部門) > (単位：億円、%)

	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成15年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	25,751	60.5	24,998	62.8	25,609	63.8	24,166	63.1
県外	16,802	39.5	14,793	37.2	14,511	36.2	14,104	36.9
内東京	3,412	8.0	2,770	7.0	2,992	7.5	3,215	8.4
合計	42,553	100.0	39,792	100.0	40,120	100.0	38,271	100.0

< 業種別貸出金残高(国内部門) >

(単位：億円、%)

	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成15年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
製造業	6,471	15.2	6,281	15.8	6,145	15.3	5,878	15.4
不動産	3,269	7.7	3,561	9.0	3,560	8.9	3,450	9.0
建設	3,691	8.7	3,476	8.7	3,239	8.1	2,841	7.4
金融・保険	1,680	3.9	1,179	3.0	1,096	2.7	1,139	3.0
各種サービス	8,984	21.1	7,881	19.8	7,478	18.6	7,052	18.4
その他	18,456	43.4	17,412	43.8	18,601	46.4	17,908	46.8
合計	42,553	100.0	39,792	100.0	40,120	100.0	38,271	100.0

2. 資金調達業務

当行の預金業務につきましては、北関東エリアを中心に個人預金と法人預金に重点を置いて、安定した資金調達を行ってまいりました。とりわけ、個人預金については高い構成割合となっており、調達の要となっております。

しかしながら、バブル崩壊以降、景気の低迷とともに貸出金の不良債権化が顕著になり、その比率も高まったことが不安視され、預金の流出につながりました。

今後につきましては、安定した資金調達力の回復を重要な課題と位置づけ、顧客基盤の維持拡充に向けた各種商品やサービスの提供など、全行一丸となって取り組んでまいります。

< 預金残高推移(外貨含まず) >

(単位：億円、%)

	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成15年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総預金	49,105	100.0	47,058	100.0	47,214	100.0	45,064	100.0
個人	33,686	68.6	32,375	68.8	32,599	69.0	32,322	71.7
法人	11,172	22.8	10,561	22.4	10,611	22.5	9,933	22.0
その他	4,245	8.6	4,121	8.8	4,002	8.5	2,808	6.2

預金残高には譲渡性預金を含んでおりません。

「その他」には金融機関預金・公金預金が含まれます。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、政策投資株式の残高を圧縮する一方で、国債を中心とした債券運用を行ってまいりました。

今後につきましても、引き続き政策投資株式の残高圧縮に努める傍ら、

余剰資金の効率的運用を目的に中短期ゾーンの国債主体の運用を行います。

< 投資有価証券残高推移 > (単位：億円)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
投資有価証券	8,111	7,800	6,389	7,698
国債・地方債	4,034	4,150	3,008	3,922
国債	3,511	3,729	2,704	3,441
地方債	523	421	304	480
社債	1,233	1,466	1,254	1,191
株式	2,412	1,634	1,223	1,313
その他	430	548	901	1,271
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

商品有価証券につきましては、個人向けの公共債（国債等）の窓販を主な取扱いとしております。

< 商品有価証券残高推移 > (単位：億円)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
商品有価証券	8	82	45	36
国債	8	82	45	36

(3) 投資信託

当行は、顧客ニーズの多様化に対応するため、投資信託の窓販を全店で積極的に取扱ってまいりました。

今後については、商品ラインアップの充実をはかるとともに、個人年金保険、外貨預金、公共債等とともに、積極的に投資家育成、裾野拡大をはかります。

< 投資信託預り残高・取扱銘柄数推移 > (単位：億円・数)

	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成15年9月末
預り残高	306	325	499	580
取扱銘柄数	20	25	27	29

4. 外為業務

外為取引につきましては、栃木県を中心として、群馬県、埼玉県、茨城県の地場企業への着実な推進をはかってまいりました。

今後についても地元の外為取引ニーズへの対応を継続してまいります。

< 外為取扱高・取引先推移 > (単位：千米ドル・先)

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成15年9月期
外為取扱高	1,021,484	883,482	941,938	586,043
うち貿易為替	786,114	655,763	747,283	456,647
うち外貨両替	73,113	47,611	44,941	16,761
貿易外為取引先	533	662	493	481

外為取扱高には外貨預金取扱高は含まれておりません。

5. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。保有固定資産につきましては、保養所や社宅等順次売却を進めております。今後につきましても、有効活用の検討、遊休不動産など業務の継続にあたり不必要なものの売却等を実施してまいります。

< 固定資産の状況（平成15年3月末） > (単位：億円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価額	簿価 減価償却後
営業用不動産	161	137	116	21	438	359	86
所有不動産	14	3	9	5	5	2	0
合 計	175	141	125	15	443	362	86

< 固定資産の状況（平成15年9月末） > (単位：億円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価額	簿価 減価償却後
営業用不動産	155	137	103	33	424	358	85
所有不動産	13	3	8	5	4	2	0
合計	168	141	112	28	428	361	85

6. 不良債権の状況

不良債権の処理については、担保価値の下落リスクを回避し、不稼働資産を圧縮する見地から、最終処理を積極的に推進してまいります。客観性を重視した厳格な自己査定を踏まえ、定性評価において、企業再生の可能性が見出せない企業については、外部への売却によるオフバランス化に向けた対応を行うことで、資産の健全化と財務体質の強化をはかり、企業価値の向上を目指してまいります。

< 不良債権処理状況 >

(単位：億円)

	平成 15 年 3 月期	平成 15 年 9 月期
不良債権処理損失額 (A)	316	747
個別貸倒引当金繰入額	75	437
貸出金償却等	218	310
貸出金償却	214	288
その他	4	21
債権売却損失引当金繰入額	22	0
一般貸倒引当金繰入額 (B)	38	94
合計 (A) + (B)	278	842

< 金融再生法開示債権の状況 >

(単位：億円)

	平成 15 年 3 月期	平成 15 年 9 月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,151	1,096
危険債権	1,907	2,236
要管理債権	2,291	2,108
小計	5,350	5,441
正常債権	35,550	33,603
合計	40,901	39,044

< リスク管理債権情報 >

(単位：億円)

	平成 15 年 3 月期	平成 15 年 9 月期
破綻先債権額 (A)	351	401
延滞債権額 (B)	2,694	2,915
3 か月以上延滞債権額 (C)	102	113
貸出条件緩和債権額 (D)	2,188	1,995
金利減免債権	18	13
金利支払猶予債権	34	25
元本返済猶予債権	2,113	1,933
その他	21	21
合計 (E) = (A) + (B) + (C) + (D)	5,336	5,425
部分直接償却	2,467	2,638
比率 (E) / 総貸出	13.29%	14.16%

7. 関係会社の状況

当行の関係会社（子会社・関連会社）については、当行の企業価値を最大化させるという観点から、その必要性ならびに戦略的価値を考慮し、ファイナンス子会社（足利ファクター(株)・あしぎん抵当証券(株)・足銀リース(株)）および資産管理子会社（(株)あしぎんインベストメントマネジメント・足銀不動産管理(株)・足銀総合管理(株)）の6社を整理方針としております。このうち、(株)あしぎんインベストメントマネジメントについては平成16年3月に、フ

アイナンス子会社 3 社については同年 9 月に解散を決定しております。

なお、存続方針とする銀行事務代行会社と住宅ローン保証会社の関連会社 3 社については、銀行業務の補完との役割を明確化するとともに、合理化・効率化の徹底をはかってまいります。

< 子会社・関連会社一覧 >

会社名	主な業務
足銀リース(株)	貸金業
足利ファクター(株)	貸金業
あしぎん抵当証券(株)	貸金業
足銀総合管理(株)	自己競落
足利信用保証(株)	保証業務
(株)あしぎん事務センター	事務代行・人材派遣
あしぎんビジネスサポート(株)	担保不動産評価、事務代行・経営相談
足銀不動産管理(株)	不動産賃貸・管理
(株)あしぎんインベストメントマネジメント	有価証券の投資、保管、運用、管理

以 上